

令和4年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は、すべて架空の事例である。

Xは、新興の宗教団体で、姿を見せない謎の教祖Zが率いているが、信者になるためには紹介を経て審査を受けなければならないため、信者の数はそれほど大きくなく、祈りをささげる教会の規模も小さい。Xの活動は、毎週日曜日に、教祖Zのお告げをシャーマン*姿の幹部らが教会で伝えるもので、それに対し、信者が祈るというものであった。こうしたXの活動はひっそりと運営されていたが、ある時から、XのWebサイト上に「今週のお告げ」としてZの言葉が載るようになった。

Zのお告げは抽象的なものも多いのだが、政治情勢に触れるものもあった。それは、「現在の社会を支配している者たちは、弱者からすべてを奪っている」「強奪、誘拐、すべて政治家がしていることだ」「人倫の大本を揺るがす彼ら」「あなたの失業や失望は全て彼らがもたらした」「彼らが守るのは自分だけだ。あなたを守る人は誰もいない」「〇〇党員よ、地獄に落ちろ」「今の社会が抱えている問題は、すべて彼らの自作自演である」「人に見えるウイルスも見えないウイルスも、すべて彼らが作った」「彼らは、自分に従う人しか残さない。それ以外の人は殺される」といったものであった。

このWebサイトははじめのうちは全く話題にならなかったが、Webサイトに出ていたシャーマン姿の幹部の様子を面白がる人が現れ、Xが限定されたメンバーしか入会できない謎の宗教団体であるということが知られていくうちに、WebサイトにZを装う人が書き込みをしたり、次第に熱狂的な支持者が一定数存在するようになった。そして、Zの言葉かどうか分からない次のような書き込みがなされた。「〇月〇日に、国の中枢を襲撃せよ。武器を持て。」

この言葉を真に受けた熱狂的支持者は、それぞれが「国の中枢」を独自に解釈し、指定日に国のあちこちで同時に暴動のようなものを起こしてしまった。各地で、シャーマン姿の人が国の建物に入り込み、仕事を妨害したり、関係者にけがをさせる非常に深刻な騒ぎが起きた。そうした騒動や事件を起こした個人に対して刑事的制裁が科されるほか、XやXが運営するWebサイトの責任も問われることになった。

そこで、20XX年に検察官は、宗教法人法 第八十一条に基づき裁判所に対してXの解散命令の請求を行い、裁判所は解散命令を発出した。

*自らをトランス状態（忘我・恍惚）に導いた状態で、神・精霊・死者の霊などと直接に交渉し、その力を借りて託宣・予言・治病などを行う宗教的職能者。

設問1、これを不服とするX側は、どのような憲法上の主張をするだろうか。〔40点〕

設問2、X側の主張に対して、どのような反論がありうるだろうか。〔40点〕

宗教法人法

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

- 一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体
- 二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないこと。

以 上

【刑 法】

以下の【事例】を読み、甲の罪責につき、具体的事実即して論じなさい。（特別法違反の点は除く。）なお、主張を異にする複数の有力な見解がある場合は、それぞれの立論を説明し、いずれが妥当であるかを論じたうえで、自己の見解に基づく結論を述べること。

【事例】

- 1 甲は、35歳で、以前から酒に耽溺してアルコール依存症に陥っており、少し飲酒すると途中で止めることができず、一度に相当量を飲まずにはいられない状態であった。そして、清酒1リットル程度以上を飲酒すると他人に対し暴力を振うに至ったことが多く、親や兄弟、あるいは雇い主から、事後にその乱暴を指摘されて知ることが度々であり、そのようなふるまいのせいで妻と離婚するに至ったので、甲は、自分のこうした性向を十分承知していた。
- 2 また、甲は、以前に、刃物による脅迫および暴行を手段とする強盗未遂を犯し、住居侵入、強盗未遂の罪で、懲役2年6月、執行猶予4年保護観察付の判決言渡しを受けたことがあった。その際には、甲が犯行当時飲酒による複雑酩酊のため心神耗弱の状態にあったと認定され、特別遵守事項として禁酒を命ぜられていた。
- 3 判決言渡しから1年ほどたった保護観察付執行猶予期間中の某日、甲は、雇い主Aから仕事について叱責された。甲は、これに納得できず、家に帰ってからもAに対する怒りの気持ちが収まらなかった。そこで、酒の勢いを借りて、Aに直接不満をぶつけ暴行に及ぼうと決意し、自宅において、午後5時ごろから午後8時ごろまで、合計清酒1.5リットルほどを飲んだ。なお、飲酒開始の時点において、甲は、Aを殺害するまでの意思は有していなかった。その後、甲は、Aの自宅兼事務所に赴いた。
- 4 甲がAの自宅兼事務所に着き、応対に出てきたAに「今日のことで話がある。」と告げると、Aは、甲を事務所内に招き入れた。その時、Aの自宅兼事務所の建物や敷地にはほかに誰もいなかった。事務所内で両人が向かい合って座り、甲がAの叱責には納得がいかないと訴えたが、Aは、甲の仕事上の失敗を再度指摘して、叱責したのは当然だと説明した。これを聞いた甲は、それまでたまっていた不満が爆発して激高し、このうえはAを殺害するしかないと思い定め、事務所内の炊事場に置いてあった刃体の長さ20センチメートルの包丁を取り出すと、いきなりAの腹部に力いっぱい1回突き刺した。
- 5 その直後、Aは、助けを求めて事務所の外に出たものの、付近に人はおらず、恐怖に駆られて片側二車線の道路上を走って逃げたが、つまずいて転倒してしまい、折悪しく、前方を注視せずに走行してきたB運転の自動車に轢かれて、内臓破裂により即死した。
- 6 なお、後に行われた飲酒試験等を通じて、実際に、甲は、清酒1リットル程度以上の飲酒をすると暴力的になることが確認された。また、甲は、上記3の飲酒後、いわゆる病的酩酊の状態に陥り、多少意識はあるが是非弁別能力も行動制御能力も欠如する状態に陥り、その状態で上記4の行為に及んだものと認定された。

以 上